

「補食費及び教材費」(おやつ代等) について

補食費及び教材費は、出席、欠席にかかわらず、ふれあい教室に在籍している児童全員を対象に全額徴収いたします。

補食費及び教材費は、夏休み期間あわせて1,950円を徴収します。

利用料の減免を受けられる方も、補食費及び教材費は発生します。ただし、アレルギー等により、おやつを持参される場合は、教材費分(300円)の徴収となります。

おやつは、欠席の場合でも、必ず取りに来ていただくようお願いいたします。
当日に取りにくることが難しい場合は、一定期間(一週間程度)保管いたしますので、後日取りに来てください。一定期間を過ぎると、処分します。

土曜日に利用される場合は、おやつを持参してください(1日50円程度、常温で保存できるもの)。

アレルギー等の場合は、前日までに保護者が持参してください。
おやつは、毎日午後3時~4時頃にいただきます。

弁当の配食サービスについて

夏休み期間中は、希望者に向けて、お弁当の配食サービスを試行的に実施します。

お弁当は日替わりで選んでいただけます。

毎週水曜日までに翌週分を注文してください。一食からでも利用できます。

代金の支払い方法は専用ホームページから、クレジットカードでのお支払いのみとなります。

お弁当は、必ず当日14時までにお召上がりください。また、食べ残しを持ち帰り、帰宅後にお召上がりになることがないよう、お願いします。

お箸やスプーンなどはご家庭であらかじめ用意し、持参していただきます。

アレルギー対応のお弁当、お惣菜の提供はできません。

その他、詳しい情報については、利用決定通知書に同封させていただきますチラシをご覧ください。

ふれあい教室利用料の減免申請について

ふれあい教室利用料減免制度を利用される場合は、利用申込書の下「利用料減免を申請する」にチェックをつけてください。

ただし、ご提出いただいても、減免要件を満たさない場合は、減免が適用されません。

減免額	減免要件	添付書類
ぜんがく 全額 りようりょう えん (利用料0円)	せいかつほごほう ひほごせたい 生活保護法による被保護世帯	せいかつほごじゆきゆうしょうめいしょ 生活保護受給証明書
	とうがいねんどぶん しみんぜいひかぜいせたい 当該年度分の市民税非課税世帯	とくひつようしよるい 特に必要な書類はありません。 ただし、今年1月1日に四條畷市に 住民票がなかった場合は、転入前 の市町村の令和6年度住民税決定 証明書を発行し、提出してください。

【注意】

- 兄弟利用による減免については申請不要です。
- 利用途中に課税状況が変更になった場合は、青少年育成課までご連絡をお願いします。
(税務課等への申告だけでは、自動的に変更になりません。)
- 裏面記載の補食費、教材費およびお弁当配食サービスについては、実費徴収のため減免適用の範囲外となっています。